

9月は動物愛護月間です

9月は「動物愛護月間」です。この機会に犬の飼い方やマナーについて考えてみましょう。

■飼い主がわかるようにしよう

○飼い犬には、必ず犬鑑札と注射済票を付け、さらに名札などで飼い主が誰か分かるようにしましょう。

○迷い犬は、保護期間内に飼い主が分からない場合、やむを得ず処分する場合があります。

■犬を放さない

○犬は鎖などでつなぐか、オリに入れて飼いましょ。放し飼いをすると、人を咬んだり、

庭や畑を荒らしたり、交通事故により犬自身も犠牲になることがあります。

○散歩の際は必ずリード（引き綱）をつけてください。決してリードをつけず公園などで放してはいけません。また、器具などを定期的に点検して、逃げ出さないよう十分注意を払いましょう。

■フンの後始末は飼い主で

散歩時は、エチケット袋を持ち歩き、飼い犬のフンは、飼い主が責任をもって後始末してください。

■最後まで責任を持って飼おう

飼い主の都合で捨てられ、処分されてしまう犬が多数います。不幸な動物を増やさないためにも、飼育する前に家族で話し合いをするなど、責任をもつて飼育ができるのかを良く考えてから飼育しましょう。

イベントのお知らせ

茨城県では「動物愛護月間」としてイベントを開催しています。ぜひ、足をお運びください。

◎動物愛護パネル展

▼日時 9月15日(木)～19日(祝)
▼場所 県立図書館(水戸市三の丸1・5・38)

▼内容 動物愛護に関するパネル展示など

◎動物愛護フェア

▼日時 9月24日(土)
▼場所 神栖中央公園(神栖市木崎1203・9)

▼内容 犬のしつけ方教室・動物なんでも相談・動物愛護啓発資料配布・動物愛護関係絵本読み聞かせ・動物愛護ぬり絵

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58・2111(内線3302)

その看板大丈夫!?適法?違法?

道路沿いの土地、店舗の壁・敷地、住宅の塀、電柱などにさまざまな大きさ・形の看板が設置されています。

これらの看板は、屋外広告物といい、商業活動を活気づけるものですが、無秩序に掲示されると、都市や自然の景観を大きく阻害します。

このため、まちの景観を保つために、看板の設置には基準が定められており、原則として、市の許可が必要です。市では看板の調査を実施し、違法と思われるものへの指導を続けています。

しかし、市内全域には膨大な数の看板があり、すべてを調査するには、多くの時間がかかり

土地所有者の皆さんへ

安易な土地の提供はやめましょう

市では、土砂などによる土地の埋立て・盛土について必要な規制を行うことにより、災害の発生および土壌の汚染などを未然に防止するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を施行しています。

■悪質業者の誘いに気をつけましょう

悪質な業者に、「良い土があるので、農地を耕作しやすいように運んでやる。お礼もする」などと誘われ、同意してしまつて、悪い土や、産業廃棄物などを、山のように積まれてしまつて被害が発生しています。

この条例では、盛った土によって、生活環境の悪化や、汚染・土砂の崩落などが発生した場合、土地所有者も責任を問われます。

原状回復命令を受け、従わない場合には、悪質業者と同様に土地所有者の氏名も公表されます。土地所有者が同意をして埋立てをした土地には、市は関与できなくなります。

「だまされた」ではすみませんので、十分注意してください。

問 谷和原庁舎都市計画課 ☎58・2111(内線5102)

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58・2111(内線3303)

「もみから焼き」は周辺にご配慮を!

稲刈りが終わると^{くんたん}燻炭を作るなどの目的で、「もみから焼き」があちこちで見受けられます。秋の風物詩でもあるこの「もみから焼き」に関する苦情が、近年多く寄せられています。もみから焼きをする際には、「住宅地周辺で燃やさない」「周囲の住民に迷惑をかけない」など、地域環境に十分に配慮してください。

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58・2111(内線3304)